

平成26年度第1回北海道水資源保全審議会

議 事 録

日 時：平成26年7月29日（火）午後2時55分～午後3時40分
場 所：第二水産ビル 4階 4F会議室

【次 第】

1 開会

2 議事

- (1) 第2期北海道水資源保全審議会の会長及び副会長の選出について
- (2) 平成26年度第1回水資源保全地域に係る指定の区域について
- (3) 水資源保全地域に係る地域別指針(案)について
- (4) その他
水循環基本法の概要について

3 閉会

【出席者】

(委員)

- 柿澤 宏昭委員 (北海道大学大学院農学研究院教授)
- 海老名 誠委員 (小樽商科大学理事・特認名誉教授)
- 松井 廣道委員 (北海道森林組合連合会理事)
- 富士田裕子委員 (北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園教授)
- 山本 裕子委員 (北海学園大学工学部准教授)
- 丸谷 薫委員 (北海道立総合研究機構環境・地質研究本部地質研究所
研究主幹)
- 伊藤 一三委員 (公益社団法人北海道宅地建物取引業協会本部理事)
- 荒木 健介委員 (藤田・荒木法律事務所弁護士)

(道側)

- 實國 慎一 (総合政策部次長)
- 佃 昇 (総合政策部政策局土地水対策課長)
- 岩田 義弘 (総合政策部政策局土地水対策課主幹)

(オブザーバー)

- 濱田 革 (水産林務部林務局森林計画課)

1 開会

(佃課長)

少し早いのですが、皆様お揃いになりましたので、ただ今から、平成26年度第1回北海道水資源保全審議会を開催いたします。

私、本年4月1日付けの人事異動で、空知総合振興局から土地水対策課長に異動して参りました佃でございます。よろしくお願いいたします。

本日、本審議会の会長が決まりますまで、司会・進行を務めさせていただきます。

また、本日は、総合政策部長の柴田、政策基盤担当局長の佐々木が、来年度予算に係る要請活動のため上京しております。大変申し訳ございません。このため、本日は、實國総合政策部次長が出席しております。

それでは、開会に当たりまして、實國次長からご挨拶申し上げます。

(實國次長)

ただ今ご紹介のありました総合政策部次長の實國でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、また、本日は気温が上がっておりましてお暑い中、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様におかれましては、日頃から道政に対して、ご理解、ご協力を賜りましてありがとうございます。

今回の審議会は、第2期ということございまして、委員の皆様におかれましては、平成24年、25年に行われた第1期の審議会に引き続き、委員のお引き受けにご快諾をいただき、誠にありがとうございます。

この第2期は、平成28年4月までの2年の任期となりますが、引き続きよろしくお願いいたします。

さて、本日の審議会でございますが、第2期委員の皆様最初の審議会ということでございますので、会長、副会長のご選出をいただきたいと思います。

その後、今年度第1回目の水資源保全地域の指定について、ご審議いただきたいと思いますと考えております。

ご案内のとおり水資源保全地域につきましては、平成24年度、25年度で、これまで54市町村152地域の指定を行ったところでございます。今回は、これまでに指定を行った2つの地域の指定区域の変更も含めまして、7つの市町村から13の地域の提案がございました。この提案を踏まえ、地域別指針案も作成いたしましたので、これらについてもご審議をいただきたいと思います。

また、平成24年10月1日から、北海道水資源の保全に関する条例に基づく事前届出制を施行しておりますが、この届出状況でございますが、24年度が3件、25年度が13件、今年度は今のところ2件ということで、届出制が施行されて以降計18件の届出となっております。

なお、この届出の内容について、道の方で助言するに当たり、審議会のご意見を伺うような案件というのはございませんでした。

さて、ちょっと話は変わりますが、既に皆様ご案内かとは存じますが、本年、水循環基本法が国会で成立いたしまして、7月1日付けで施行されております。

法律の概要については、後ほど事務局からご説明させていただきますが、道といたしましては、これまで国に対して、水資源の重要性、こういうことに鑑みまして、水資源の保全に関する基本法の制定を強く要望してきたところでございます。今般、国会でこのような法律が成立されたことを非常に歓迎しております。

今回の法整備により、水の公共性が法的に位置付けられまして、また、地域の特性に応じた施策の策定と実施が地方公共団体の責務とされております。「北海道水資源の保全に関する条例」を推進する上での後押しになるのではないかと考えております。

この法律については、今後、国において、具体的な施策、規制等が早期に具体化されることを期待しているところでございます。

本日は、限られた時間ではございますけれども、忌憚のないご意見、ご提言をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(佃課長)

實國次長につきましては、用務の都合により議事の途中、具体的に申し上げますと、会長、副会長の選出後に退席させていただきますので、あらかじめご了承願います。

次に会議の成立についてでございますが、本日は委員総数9名のうち、8名にご出席をいただいておりますので、定足数を満たしておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

2 議事

(1) 第2期北海道水資源保全審議会の会長及び副会長の選出について

(佃課長)

それでは、議事(1)第2期北海道水資源保全審議会の会長及び副会長の選出についてでございます。

本日は、第2期の委員として皆様にご就任いただきました最初の審議会となりますことから、北海道水資源の保全に関する条例第30条の規定に基づきまして、委員の皆様との互選により、今期の会長、副会長を選出していただくこととなります。

本来でしたら、皆様からこの場で、会長、副会長のご推薦を賜るところでございますが、今回は、第1期の委員の皆様にご就任いただきましたので、今期も引き続き、会長は柿澤委員に、副会長は海老名委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきたいと存じます。

第2期水資源保全審議会の会長は柿澤委員に、副会長は海老名委員に決定いたしました。

恐れ入りますが、柿澤会長には、会長席へご移動いただきたいと存じます。

(柿澤委員、会長席へ移動)

それでは、柿澤会長からご挨拶を賜りたいと存じます。
よろしく願いいたします。

(柿澤会長)

それでは、ご指名でございますので、会長を務めさせていただきます。
どうか皆様、よろしく願いいたします。

第1期の審議会の中では、条例に基づく保全地域の指定、また、保全地域に係る地域別指針に関しまして、皆様からいろいろとご意見をいただいたおかげで、どのような形でこういうものを指定し、作っていくかということについて、筋道をつけることができたと思っております。この場をお借りして、改めて御礼申し上げます。

先程、實國次長のご挨拶にもありましたように、国として水循環基本法が作られたということで、先進的な北海道の水資源の保全に係る取り組みを全国的にいろいろな形で普及していくことができればと思っております。そうした点においても、ここでの様々な議論というものが非常に重要な意味合いを持ってくるものと考えております。

是非引き続き、皆様方には活発なご議論をお願いできればと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(佃課長)

ありがとうございました。
實國次長につきましては、これにて退席させていただきます。

(實國次長退席)

では、これからの議事進行は、柿澤会長をお願いいたします。

(2) 平成26年度第1回水資源保全地域に係る指定の区域について

(柿澤会長)

それでは、議事を進めさせていただきます。

議事(2)平成26年度第1回水資源保全地域に係る指定の区域について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

(岩田主幹)

事務局の岩田でございます。よろしく願いいたします。

それでは早速、平成26年度第1回水資源保全地域の提案地域につきまして、お手元の資料1に基づきまして、今回の水資源保全地域の提案状況をご説明させていただきます。

さらに、提案のありました各地域の概略図につきましては、プロジェクターを使用しまして、後ほどご説明させていただきます。ご承知おきください。

なお、委員の皆様方には、あらかじめ資料をご覧いただきまして、質問事項を事務局にお寄せいただいたところです。それらの点につきましては、関係市町村との調整を踏まえまして、資料を作らせていただきましたので、ご理解をお願いいたします。

それでは、資料 1、平成 26 年度第 1 回水資源保全地域の指定の提案一覧をご覧いただきたいと思います。

今回新たに水資源保全地域といたしまして、提案市町村数 5 市町村、所在市町村 5 市町村、地域数は 11 地域となっております。

昨年度までに指定済みの市町村は、市町村名のところに※をつけておりまして、上川総合振興局管内の旭川市 1 地域、釧路総合振興局管内の標茶町 2 地域、同じく鶴居村 2 地域、新規の提案は、後志総合振興局管内留寿都村の 3 地域、宗谷総合振興局管内の枝幸町 3 地域となっております。

なお、今回につきましては、指定地域の変更がありまして、平成 24 年度第 1 回で指定しました石狩市の送毛地区、京極町の京極・川西地区の 2 地域から提案されております。これらを含めまして、累計の市町村数としましては、56 市町村、163 地域となる予定となっております。

次に、個別の提案地域につきまして、ご説明申し上げますので、スクリーンをご覧いただきたいと思います。

それではご説明させていただきます。

提案地域の概要図の凡例ですが、赤い丸につきましては取水地点、赤い線は提案区域で、地番又は林班で設定させていただいております。青い線につきましては、地表水は集水区域、地下水は取水地点から半径 1 km の円となっております。緑の線は、国有地等の除外地域です。それから、指定区域に関しまして、茶色の線で囲んでいるところは、現在の指定区域となっておりますので、ご承知おきください。

まず 1 つめは、留寿都村になります。

水資源保全地域名は、留寿都町泉川水源地区です。ここは、地下水になります。区域設定の考え方といたしましては、取水地点から半径 1 km を地番単位で国有地を除外しております。主な地目は、山林、原野、主な所有者は、山林は民有林、原野は民有地となっております。

次は、同じく留寿都村、向丘水源地区です。ここは地下水です。2カ所の取水地点から各々半径 1 km を地番単位で指定しようとするものです。主な地目は、山林と畑です。主な所有者は、山林は民有林、畑は民有地となっております。

次は、留寿都村南部地区です。ここは、地表水です。指定区域は地番単位で、国有地を除外しております。主な地目は、山林と原野で、山林は、保安林、村有林で、そのほ

か民有林もあります。原野は、民有地です。

次は、旭川市です。旭川市西神居地区です。ここは、地下水になります。取水地点から半径1kmで、内大部川の右岸と神居山の裾野の一部を地番単位で、国有地を除外するという事です。主な地目は、原野、畑、山林です。原野は、私有地と民有地、畑は民有地、山林は民有林ということ事です。

次は、枝幸町になります。枝幸町枝幸地区です。ここは、地表水です。集水区域を地番、林班単位で指定し、国有地を除外しています。主な地目は、山林と原野です。山林は、保安林、町有林、民有林、原野は民有地ということになっております。ここで一つお断りしておかなければならないのは、ここは取水地点が2カ所ありますが、右側の取水地点、エサシウエンナイ川に係る取水地点ですが、現在、関係機関と水道の関係で調整中でありまして、供用前ということになっております。我々が策定いたしました「北海道水資源地域に関する基本指針」においては、水資源保全地域は、取水施設の設置が具体化している場合など、その設置が予定されている地点及びその周辺の区域を含むという記述があります。そういった記述を踏まえながら、また、枝幸町の要望であることも踏まえまして、この区域を含めて対象区域とさせていただきました。

次は、枝幸町枝幸南部地区です。ここは、地表水になります。集水区域を地番、林班単位で指定し、国有地を除外しています。主な地目は、山林と雑種地です。山林は民有林、雑種地は町有地、そのほか鉄道用地、道路用地、これらは道有地というところもあります。

次は、枝幸町本幌別地区です。ここは、地表水です。集水区域を地番、林小班単位で指定し、国有地を除外しています。主な地目は、山林と原野で、山林は、保安林と町有林、原野は町有地、民有地となっております。

次は、標茶町虹別第1地区、ここは、地下水です。区域設定の考え方としては、取水地点から半径1kmの範囲を地番単位で、国有地を除外しています。主な地目は、原野、山林、畑となっています。原野は、独立行政法人の所有であったり、町有地、山林は町有林、畑は民有地です。

次も同じく標茶町で、標茶町虹別第2地区です。ここも地下水です。取水地点から半径1kmの範囲を地番単位で指定し、国有地は除外しています。主な地目は、畑、牧場、山林、原野で、畑は民有地、牧場は町有地、山林は保安林、町有林で原野は町有地となっております。

次は、鶴居村です。鶴居村支雪裡下地区です。ここは、地下水になります。取水地点から半径1kmを地番単位で指定し、国有地を除外しています。山林と畑と原野が主な地目です。山林は、民有林、畑は民有地、原野は道有地となっております。

次も同じく鶴居村で、鶴居村新幌呂第2地区です。ここは地下水です。取水地点から半径1kmを地番単位で指定し、国有地を除外しています。主な地目は、畑、山林、牧場です。畑は民有地、山林は民有林、牧場は民有地となっております。

続きまして、ここからは、指定区域の変更になります。

まずは、石狩市です。石狩市送毛地区です。ここは、地表水と地下水です。現在の指定区域は、小さいですがありまして、石狩市の浜益区の送毛地区の集水区域を地番単位

で指定しております。平成26年の3月に完成しました国道231号線の新送毛トンネルの建設工事で、新たな湧水が発見されたということを契機としまして、北海道開発局札幌開発建設部と石狩市におきまして、取水に関する協定が締結されたということで、この水を活用できることになったところです。この新送毛トンネルの出入口の半径1kmと湧出する地下水を取水施設に導入するため、新送毛トンネル全区間に敷設されている施設の半径1kmの範囲を基本として、地番単位の区域で国有地を除外して、指定区域を拡大するというようになっております。主な地目は、山林です。山林は、保安林、市有林のほか民有林ということです。

次は、京極町です。京極町京極・川西地区、地下水になります。

現在の指定区域ですが、取水地点から半径1kmを地番単位で、国有地を除外しておりますが、京極町の方で平成25年4月に京極町水資源保全条例が施行され、町条例に基づく保全地域との整合性を図るために、指定地域を拡大したいというものです。主な地目は、山林、原野、山林は民有林、原野は民有地ということです。

説明につきましては、以上でございます。

(柿澤会長)

どうもありがとうございました。

ただ今、事務局から水資源保全地域のご提案がありましたが、皆様の方からご質問、ご質問等ありますでしょうか。

特にございませんか。

事前に事務局から説明があり、それに対して、皆様からそれぞれご質問があったと思いますが、お答えいただいておりますか。

それでは、特に皆様の方からご意見、ご質問はございませんので、市町村からの提案どおり指定地域として妥当と判断いたしたいと思っております。

これを本審議会の審議結果とすることで、ご異議ありませんか。

(各委員)

はい。

(柿澤会長)

では、ご異議なしということで、これを平成26年度第1回水資源保全地域の提案に係る指定の区域の審議結果とさせていただきます。

(3) 水資源保全地域に係る地域別指針(案)について

(柿澤会長)

続いて、議事(3)水資源保全地域に係る地域別指針(案)についてです。事務局の方から説明をお願いします。

(岩田主幹)

それでは、資料2の水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針(案)に基づき、

ご説明させていただきます。

資料2ですが、先程説明いたしました13の地域の地域別指針案をまとめてあります。

地表水、地下水の区分ごとに、それぞれ主な地域を各1地域ずつ、それから、今回指定区域の拡大について変更の提案がありました石狩市送毛地区の計3カ所につきまして、ご説明させていただきます。

地域別指針につきましては、北海道水資源の保全に関する条例第17条第5項で、指定の区域において、土地所有者等が配慮すべき事項について定めることとしております。これが作成の根拠となっているものであります。

それでは、地表水を代表して、5番の枝幸町枝幸地区をご説明させていただきます。

まず、1では「指定の区域」を地番で示すとともに、本日は配付をしておりますが、区域図でも示すということとしております。また、本日配付しております資料では、地番の記載は省略しておりますが、告示の段階で明記することとしております。

次に、2「地域別指針」についてであります。 (1)の「指定の区域に関する基本的事項」として、「対象区域」には、「当該区域は、地表水から原水を取り入れるものであることから、山間地における上水道の水源である北見幌別川水系ケモナイ川から地表水を取り入れる枝幸町枝幸地区上水道の取水施設が設置されている地点及びエサシウエンナイ川水系エサシウエンナイ川から地表水を取り入れる枝幸町枝幸地区上水道の取水施設の設置が予定されている地点に対する集水区域の全部とした。」と記載しております。このエサシウエンナイ川に係る取水地点は、先程も申しましたように、現在関係機関と許認可の調整中であり、供用開始前ではありますが、その調整は年度内に完了する見込みと聞いております。この取水施設の工期につきましては、平成27年の4月から平成29年の11月頃までと聞いておまして、供用開始は、同年12月の予定であると町から聞いております。この区域を含めました対象区域の考え方につきましては、先程資料1の方でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。さらに、面積を記載しております。 「区域設定の考え方」として、「集水区域の全部のうち、地番単位の区域で、国有地を除き提案区域」としております。「対象区域の状況」としましては、国土利用計画法や森林法における対象区域の位置づけ、給水人口、給水量などを記載しております。

(2)「指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項」につきましては、水資源保全地域の名称以外については、基本指針を踏まえた全地域共通の記載内容となっております。

また、別表ですけれども、基本指針の別表を基本としまして、関係市町村と相談して、地域内に関係する法令を始め、土地利用に関する法令に基づき、必要な手続き等を行うよう配慮願いたい事項を、「土地取引行為を行う場合」から「ゴルフ場の開発を行う場合」まで、「要件」、「必要な手続き等」、「根拠法令等」に区分して記載しております。これらの内容等につきましては、所管する道庁内の関係各部各課におきまして、直近の段階で時点修正等の確認を行っております。

次に、地下水として、4番の旭川市西神居地区をご説明させていただきます。

まず、1では、指定の区域を地番で示すこととしております。先程と同様の取扱いとなっております。

次に、2の「地域別指針」についてですが、(1)「指定の区域に関する基本的事項」

として、「対象区域」には、「当該区域は、地下水から原水を取り入れていることから、地下水を取り入れる旭川市西神居地区簡易水道の取水施設が設置されている地点から一定距離及び地形等を考慮した区域を基本とした。」と記載しております。

さらに面積を記載しまして、「区域設定の考え方」、これにつきましては、当該区域の取水地点から半径1kmの範囲を基本としておりますけれども、上流部については、内大部川に隣接して傾斜する山側からの地下水であることを考慮し、地表水の区域設定の考え方に準じて、西神居地区に集水する流域を対象区域とし、地番単位の区域で、国有地を除き水資源保全地域としていただいております。

「対象区域の状況」としましては、国土利用計画法や森林法における対象区域の位置づけ、給水人口、給水量などを記載しております、先程とほぼ同様であります。

(2)「指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項」では、水資源保全地域の名称以外につきましては、先程と同様であります。

また、別表につきましても、関係する法令の適否について、要件、必要な手続き等に若干の相違はありますが、先程と概ね同様でありますので、省略させていただきます。

なお、これらの内容等につきましては、所管する道庁内の関係各部各課において、直近の段階で時点修正などの確認を行っております。

次に、指定地域の変更として提案がありました、12番の石狩市送毛地区をご説明させていただきます。

まず、1では、指定の区域を地番で示すこととしておりますが、先程と取扱いと同様です。

次に、2の地域別指針についてであります、(1)の「指定の区域に関する基本的事項」として、「対象区域」には、「当該区域は、地表水及び地下水から原水を取り入れていることから、送毛地区給水施設の水源である送毛川水系送毛川から地表水を取り入れる取水施設が設置されている集水区域の全部及び一般国道231号新送毛トンネルの全区間に敷設されている地下水を取水施設へ導水する施設から一定距離の区域」と記載しております。

次に、面積を記載して、「区域設定の考え方」としては、「地表水を取り入れる取水地点から集水区域の全部及び湧出する地下水を取水施設へ導水するために新送毛トンネル全区間に敷設されている施設の半径1kmの範囲を基本として、地番単位の区域で、国有地を除き水資源保全地域」という形にしております。「対象区域の状況」としては、国土利用計画法や森林法における対象区域の位置づけ、給水人口、給水量などを記載しております、先程の2件とほぼ同様であります。(2)「指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項」では、水資源保全地域の名称以外については同様です。また、別表につきましては、関連する法令の適否について、ご覧のような区分で記載させていただいております。若干の相違はありますが、概ね同様でありますので、説明は省略させていただきます。これらの内容等についても、先程と同様、時点修正などの確認を行っております。

以上、代表的な事例として、3地域をご説明申し上げました。残りの地域につきましても、同様の考え方で作成させていただいております。

本日、地域別指針案につきまして、審議会のご意見をお伺いしたいと考えております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

説明は、以上です。

(柿澤会長)

どうもありがとうございました。

ただ今の事務局の説明につきまして、皆様の方からご意見、或いはご質問等ございますか。

特にございませんか。

特にございませんようでしたら、各地域の地域別指針(案)につきましては、審議会としては特に意見なしということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(柿澤会長)

それでは、そのような形で審議会の結論とさせていただきたいと思います。

(4) その他

○水循環基本法の概要について

(柿澤会長)

では、最後に、(4)のその他ということですが、これについて事務局からご説明をお願いいたします。

(岩田主幹)

それでは、資料3の「水循環基本法の概要について」に基づきまして、若干ご説明させていただきます。

この水循環基本法は、平成22年2月に発足しました超党派によります「水制度改革議員連盟」において、検討が進められてきたと聞いておりまして、今年の3月27日、衆議院本会議において全会一致で可決、成立したと聞いております。そもそもこの法律ですが、昨年6月にこの法案が提出されまして、衆議院で可決した後、参議院におきまして、首相の問責決議案が可決された影響で、審議未了で廃案になったいきさつがございます。

主な経過としましては、平成26年4月2日にこの法律が公布されまして、水循環政策本部が発足しました。水循環政策の担当大臣も設置され、太田国土交通大臣が兼務されているということです。この7月1日には、法が施行されております。また、内閣官房に水循環政策本部事務局も設置されたと聞いております。

この法律ですが、ご承知のとおり理念法と言われているものでして、健全な水循環の維持・回復のための政策を包括的に推進すること等を目的として制定されておりまして、法の成立により、地下水を含む水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであるということで、初めて水が法的に位置付けられたと理解しているところです。

我が国におきましては、これまで地下水を含む水政策について、基礎、土台となるような理念ですとか、方向性を定める法律が存在しませんので、河川全般は国土交通省、

工業用水は経済産業省、農業用水は農林水産省と所管が分化しておりまして、水循環の統合的な管理、流域単位・地域主導の水資源の保全を行うための体制、計画も十分な状況にはなかったという評価が一部にあったとも聞いております。

それでは、法律のポイントを若干ご説明させていただきます。

資料3の中段に、「基本理念」というところがございます。先程少しご説明させていただいた2の「水の公共性」のところをご覧いただきたいのですが、「水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いもの」ということで、この法律の第3条に位置付けられております。それから、この資料の少し下の方になりますが、「国・地方公共団体等の責務」というのも改めて位置付けられたところですよ。

配付の資料ではその内容について書いてありませんが、ここでご紹介させていただきますと、国につきましてはその責務として、「水循環に関する施策を総合的に策定、実施する責務を負う」という形になっております。それから、地方公共団体につきましては、「水循環に関する施策に関して、国及び他の地方公共団体との連携を図りながら、自主的、主体的にその地域の特性に応じた施策を策定、実施する責務を負う」という形で位置付けられております。私どもの条例が、このような形で整合性が保たれているのかなと個人的な感想を持っているところです。さらに、事業者と国民の責務という規定もあります。

それから、右下に「水循環政策本部」という記述がありますが、こちらについても改めて説明させていただきます。

水循環政策本部ですが、内閣に水循環政策本部を設置いたしまして、本部長は内閣総理大臣、副本部長は内閣官房長官と水循環政策担当大臣、これは先程ご説明いたしましたとおり国土交通大臣が兼務し充てるということになっております。この本部では、各省庁に跨がります水に関する政策を一体的に推進することを目指しておりまして、水循環基本計画案の策定、関係行政機関が実施する施策の総合調整、水循環に関する施策で重要なものの企画、立案、総合調整などを行うことになると聞いております。

道では、国に対しまして、平成23年度から水資源保全に係る基本法の策定など、関係法令の整備等について提案、要望をしております。全国知事会でも北海道が発端となって平成24年度から同様の内容で中央要請活動を行ってきたところでして、こういった動きが結実されたのかなと覚えているところです。

先程、實國次長からも話がありましたとおり、この法律が制定されたことによりまして、我々の条例の運用に当たって、法的根拠を得ることができたのではないかと、更には条例推進の後押しになるのではないかと考えているところです。

また、一部の報道によりますと、今月18日に水循環政策本部の第1回目の会合が首相官邸で行われたということで、安倍首相が水源保全ですとか、雨水の再利用などの水循環に関する基本方針や具体的な政策を盛り込んだ基本計画を、来年平成27年の7月までに策定するよう指示したと伝えられております。同本部では、来年1月から3月にかけて、基本計画の原案を策定する方針とも伝えられているところです。

今後は国において、具体的な政策や規制等について、早期に具体化されるように期待しているところであります。

水循環基本法の概要につきましては、以上でございます。

